

## 沿海州の朝鮮人（～1937年）

西 重 信（関西大学）

### 1. ロシア連邦中央アジアの朝鮮人の 沿海州への帰還問題

ソ連邦の解体は、中央アジアにおいても民族主義の高揚による民族国家の成立をもたらした。その反面、高まる民族主義の中で生き抜くことが困難となってきた少数民族も出現している。1937年にソ連邦シベリアから中央アジアへ強制移住させられた朝鮮人である。

中央アジアでの民族主義の高まりは、まず公用語がそれまでのロシア語から各共和国の母国語への転換となって表れた。カザフスタンではカザフ語へ、ウズベキスタンではウズベク語へという具合である。その結果、各共和国で少数者として居住している朝鮮人はロシア語使用民族として教育や雇用において差別の対象になってしまった<sup>1)</sup>。数多くの「社会主義労働英雄」を生み出したソ連邦時代の栄光はまさに過去の遺物となってしまったかのような観がある。かつてシベリアの朝鮮人の最大の集住地であった沿海州への帰還運動を生み出した直接の要因は、このような中央アジアでの状況にある。

一方朝鮮人の前住地であった沿海州においては、冷戦の終結による軍事的緊張の緩和とともに、ロシアの経済混乱に伴う深刻な経済困難がある。荒れた農地や空屋となったロシア軍兵舎などはその象徴である。1998年1月、ロシア沿海州政府はロシアの国内避難民としての朝鮮人に4ヶ所の空の兵舎を与えるという決定を行った。不充分な施設ではあるが住居が確保された意義はきわめて大きい。中央アジアの各共和国では、自発的に沿海州への移住を決意した朝鮮人であっても自由な財産の処分は保証されなくなった。つまり移住

のための資金をつくることのできない朝鮮人にとっては、沿海州政府の対応は移住者を引きつける大きな要因となった。このようにして沿海州では、ラズドーリノエやポポーフカなど4都市の他に1小都市が朝鮮人の集団移住者用に割り当てられ、すでに移住してきた人々は2万人から3万人に達していると推測されている。さらに集団移住者用として全部で10から15の小都市が予定されているともいわれている。移住者には住居の他にそれに2～3ヘクタールの耕地が与えられている。入植者は主として農業による経済的自立をめざし、加工業、軽工業、食品工業の育成、さらに畜産、毛皮家禽業、木材加工業などが想定されている。ところが最大の課題は営農資金と住宅補修費用の不足である。1998年5月に、この問題に関心をもつ韓国の学会や機関による現地視察が行われ、高麗合纖株式会社を中心とした活動で数億ウォンの募金があり、同年の冬はどうにか乗り切ることができたといわれている<sup>2)</sup>。

このようにすでに始められた沿海州への帰還であるが、前途は容易ではない。いいかえれば、沿海州での農業による経済的自立が果たして短期間で可能なのかどうかという問題である。隣接する中国東北部の農業と直接競合するからである。強制移住前の沿海州では稲作を中心とした朝鮮人の伝統的農業によって朝鮮人社会が自立していたばかりか、シベリアでの食糧供給に多大の貢献をしていたのは事実である。しかし、今日、日本や韓国をはじめとした国際協力と経済交流によってめざましい発展をとげた中国東北部の農業生産力は、当時とは比較にならない。逆に沿海州の朝鮮人農業には半世紀以上の空白期間とロシアの経済混乱が

#### [キーワーズ]

民族主義、跨境民族、シベリア出兵、第6回コムンテルン、一国一党の原則

ある。両者の競争力にはきわめて大きな差がある。それに加えて国境の閉鎖によって旧ソ連邦国内経済が保護されていた当時とは異なり、現在では中・ロ国境貿易が活況である。農業に限らず、中国東北部の経済は沿海州に直接影響を及ぼす。加工業、軽工業、食品工業も例外ではないばかりか、むしろ中国に依存した部分さえある。

他方、いまでもなく中央アジアの全ての朝鮮人が沿海州に帰還しようとしているのではない。朝鮮人の多くは現住地で生活し、民族の自覚と誇りを継承しながら他民族と共生していこうとしている。中央アジアの朝鮮人社会では、他民族の文化、言語、風習を尊重するにはまず自らの民族の自覚と誇りをもたなくてはならないという運動がある。つまり中央アジアの民族主義を理解できないのは、自らが自覚と誇りを欠くためであるという認識である。民族的自覚を取り戻そうとする文化的事業とともに、かつて数多くの朝鮮人社会主義労働英雄が築き上げた事業を継承し発展させようとする試みがある。稲作や野菜栽培の農業に加えて、旧ソ連邦では中国や日本から輸入していたしょう油、味噌、豆腐などの農産加工品の製造事業である。中央アジアでは、文化的にも経済的にも自らの問題は自らの力でしかも現住地において積極的に解決しようとする努力がなされている<sup>3)</sup>ことも忘れるわけにはいかない。

そのうえで沿海州への朝鮮人の帰還は、ロシアの国内問題に止まらないもう一つの問題をもっていることに注目すべきである。沿海州に隣接した中国吉林省には延辺朝鮮族自治州があり、もう一方には豆満江（図們江）を隔てて北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）がある。つまり沿海州に帰還するロシアの朝鮮人は、再び跨境民族になろうとしているのである。豆満江地域すなわち朝・中・ロ3国国境地域は、朝鮮人の跨境関係によってかつては一体の経済・文化圏を形成していた。この一体性が破壊されたのは、朝鮮人の中央アジアへの強制移住による。ソ連邦・ロシアの朝鮮人に関する近年の研究は、強制移住はスターリンによる国内粛清の一環であったことを明らかにしている<sup>4)</sup>。だが

朝鮮人の強制移住は、跨境民族の追放という側面をももっている。現在、ロシア国内の少数民族の民族主義が辺境地域において最も高揚し、ロシアのきわめて困難な課題の一つになっている。強制移住を跨境民族の追放としてとらえることが重要になっている。この小論は、沿海州への朝鮮人の帰還問題を考えるうえで欠かすことのできない前史として、跨境民族としてのかつての沿海州の朝鮮人について若干の考察を試したものである<sup>5)</sup>。

## 2. 朝鮮人の沿海州移住

朝鮮人がいつ頃から沿海州、シベリアに居住し始めたのかについては、いくつかの説がある。最もよく知られているのは、1863年に帝政ロシア政府によって確認された移住者の例であろう。

ポシェット湾周辺（現在のハサン地区）の官有地に13戸の朝鮮人が居住しており、翌1864年には60戸、308人になり、1868年には165戸、1869年には実に766戸へと急速に増加していったというものである<sup>6)</sup>。1863年からロシアと朝鮮が外交関係を結んだ1884年までの期間の移住者は、1,164戸、5,447人にのぼり、3,357デシャーチン（1デシャーチンは1.09ヘクタール）の土地を占有して10ヶ村を形成した。だが19世紀末にウラジオストックから豆満江までの沿海州南部を旅行した英国人女性イサベラ・バードは、この地方への朝鮮人の入植は1863年よりもずっと以前のことであると記録している<sup>7)</sup>。これを裏づけるようにすでに1858年には朝鮮咸鏡道出身の韓一歌がポシェット湾周辺で農業を営んでいたとする説があり<sup>8)</sup>、さらに韓一歌の入植は1853年であるという研究もある<sup>9)</sup>。これらの諸説は一見異なる見解のようにみえるが、矛盾するものではない。沿海州が清国とロシアの共同管理下におかれたのは1858年で、公式にロシアの版図に組み込まれたのが1860年である。つまりこれ以前の移住者に関しては、施政が行届かず人口統計も不充分であっただけのことである。沿海州がロシア領になった時には、すでにかなりの数の朝鮮人が居住していたというのが実情であっただろう。

ロシアは、これらの朝鮮人移住者をシベリア開拓の労働力として積極的に利用した。初期の入植地からさらに北方への転移住を進めたのである<sup>10)</sup>。1867年から1869年にかけて、ポシェット区の10ヶ村の住民の一部が朝鮮からの新しい移住者とともに綏芬河地方に転移住して680戸、3,321人、3,192デシャーチンを占有する4ヶ村を形成した。これらの村々は、後に綏芬四社といわれる豊かな農村に発展した。もっと強力に押し進められた政策がある。1872年に黒龍江沿岸のプラゴベシチェンスクの下流地点につくられたプラゴスロウエンノエ村の例である。この村をつくったのは、沿海州のスーチャンやラズドーリノエ付近に居住していた1千人ほどのうちの103戸、431人の朝鮮人である。転移住に要した16,570ルーブルはロシア政府が支出した。入植者には、キリスト教への改宗を条件にして20年間の地租の免税、人頭税の永久免除、1戸当たり100デシャーチンの土地とロシア国籍が与えられた。このような朝鮮人移住者に対するロシアの政策は、さらに多くの朝鮮人をシベリアにひき入れようとする目的にあった。

一方19世紀後半の朝鮮咸鏡道では、それまでの間島（延辺）との国境貿易に加えてロシアとの貿易による商品経済が浸透し、人々を国外へ押し出す要因が増々強くなっていた<sup>11)</sup>。ロシアとの貿易は、海路および陸路慶興（元汀里）を経由する生牛の輸出によって、外交関係がなかったにもかかわらず1863年から始まった<sup>12)</sup>。生牛は沿海州に駐留するロシア軍の食肉用として、ロシアにとっての必需品であった。1889年には年間約1万頭が輸出されており、その50%から60%は元山からウラジオストックへ海路輸送された<sup>13)</sup>。生牛の78%が牡牛で22%が牝牛であった。生牛に次ぐ輸出品は燕麦である。咸鏡道北部では年平均8千プード（1プードは16.38kg）から1万プードが沿海州に輸出されていた。そのため、どんなに金を積んでも当地では燕麦を買うことは困難とさえいわれた<sup>14)</sup>。これらの燕麦は、生牛と同じように沿海州のロシア軍の食糧であった。大量の生牛の輸出は咸鏡道の耕牛の数を大きく減少させて耕牛価格をつり上げ、下層農民の生産手段

を奪う結果を招いた。そのうえ燕麦の輸出は飼料不足をもたらし、農家の家畜数を大幅に制限することになった。生牛と燕麦の対価として綿織物などの工業製品とロシア通貨が入ってきた。すでに揺らいでいた咸鏡道の李朝封建農村は、ロシアとの国境貿易によって急速に解体し始める。納稅や兵役を逃れて下層農民の逃散がさらに拡大し、山間僻地に隠れ生活する数多くの流民が到る所でみられた<sup>15)</sup>。これらの流民が直接あるいは間島を経由して沿海州へと移住していくのは自然な現象である。1869年の朝鮮北部の大凶作は、この現象に追い討ちをかけた。

### 3. 沿海州の朝鮮人人口の推移

表1は、ロシア革命前までの沿海州の朝鮮人人口の推移を表したものである<sup>16)</sup>。国境の往来が比較的容易で密入国者が同族にかくまわれたり、転移住や出国の際に氏名が売買されることがあり、ロシア行政機関による正確な人口把握はきわめて困難であった。このため不完全な統計とみなすべきで、特に非ロシア国籍者数は実際にはかなりの変動や幅があったと考えられる。それにくらべてロシア国籍者は比較的正確で、ロシアの朝鮮人政策をみるとうえで有効である。年代順に連れれば以下の点を指摘することができる。

1. 1892年にそれまで皆無だったロシア国籍者が多数計上され、全体の約78%を占めている。
2. 1892～1902年の間に朝鮮人総人口は大幅に増加したが、ロシア国籍者は20%ほどの増加である。ロシア国籍者を親とする出生者の国籍取得を考慮すれば、あらたなロシア国籍者の増加はそれほど多くはないといえよう。
3. 1902～1906年の間は、朝鮮人総人口もロシア国籍者も殆ど増加していない。
4. 1906年以降、朝鮮人総人口は次第に増加していくが、ロシア国籍者は減少と増加をくり返している。1912年のロシア国籍者数は1902年とほぼ同数で、増加に転じるのは1913年からである。

以上の現象について若干の説明を加えてみよう。

1892年のロシア国籍者の計上は1884年のロシアと朝鮮

表1 沿海州の朝鮮人人口の推移

年	朝鮮人		
	ロシア国籍	非ロシア国籍	計
1882	—	10,137	10,137
1892	12,940	3,624	16,564
1902	16,140	16,270	32,410
1906	16,965	17,434	34,999
1908	16,190	29,207	45,397
1909	14,799	36,755	51,554
1910	17,080	36,996	54,076
1911	17,476	39,813	57,289
1912	16,263	43,452	59,715
1913	19,277	38,163	57,440
1914	20,109	44,200	64,309

『極東露領に於ける黄色人種問題』(104～105ページ)および  
『沿海州・サハリン近い昔の話』(41ページ)から作成。

の国交開始に伴うロシアの朝鮮人に対する権利規定にもとづくものである。そこでは第1種から第3種までの権利が定められた<sup>17)</sup>。第1種は1884年以前に移住した者で、引き続きロシアに居住することが許可されたが、ロシアへの帰化が必要とされた。第2種は第1種以外の者で、農業などの事業を閉鎖するための一定の猶予期間を過ぎた後には帰国しなくてはならない。第3種は一時的入国者である。1891年にはこの規定に沿って該当者にロシア国籍とともに1戸当たり15デシャーチンの未墾地が与えられた。後年、ロシア国籍と土地を持つ朝鮮人は「元戸」と呼ばれたがそれは主として第1種の階層である。これに対して国籍と土地を持たない者は「余戸」と呼ばれた<sup>18)</sup>。

次に1892年以降1902年の間の朝鮮人総人口とロシア国籍者のアンバランスな増加をどのようにみるべきであろうか。この期間においても、朝鮮人へのロシア国籍は積極的に与えられている。第2種該当者に対して事業閉鎖の猶予期間を延長して第1種に組み入れようしたり、5年以上居住している第2種該当者の全てにロシア国籍を与えることがあった<sup>19)</sup>。それにもかかわらずロシア国籍者がそれほど増加しなかったのは、国籍と土地を与える一方で沿海州外への転移住を進めという政策がとられたからである。そのうえ1900年

の北清事変の際に出国したり追放された中国人の居住地に朝鮮人を転移させるという政策もとられ、シベリアでの朝鮮人の居住地は急速に拡大した。この頃までがいわゆる「黄色ロシア」の建設期である。この政策が、きわめて多数の朝鮮人をシベリアへ引き入れたことが朝鮮人総人口の大幅な増加になって表れている。

1902年から1906年の間に朝鮮人総人口もロシア国籍者数も殆ど変化していないという現象は、日露戦争の影響によるものであろう。国境地域の緊張と戦乱が国境を跨ぐ人口移動はもとよりロシア領内の移動も停滞させたことを表している。

1906年以降のロシア国籍者数の増減のくり返しには特に注意すべきである。自然増加ということを考えに入れれば、1912年のロシア国籍者数は10年前に比較してもしろ減少したとみてよいだろう。1913年以降にロシア国籍者は増加に転じているがこの年には非ロシア国籍者数は逆に初めて減少している。このような現象は日露戦争後にロシアの朝鮮人政策に明らかな転換があり、朝鮮人社会になんらかの混乱が生じたものと考えられよう。そこで日露戦争後のロシアの朝鮮人政策<sup>20)</sup>を具体的にみてみよう。

まず1907年にロシア国籍朝鮮人への最後の土地分配が終了し、沿海、黒龍江州の金鉱労働者のうち朝鮮人

労働者は2,600人に制限するという政策がとられた。1908年には金鉱からの朝鮮人労働者の追放が命令され、翌年には実際に黒龍州で約2千人、沿海州で5千人が追放された。また1908年には朝鮮人と中国人への官有地の賃貸が禁止され、1909年から1910年にかけて第1種該当者に対する審査が2度に渡って実施された。さらに1911年初頭以降、沿海、黒龍、ザバイカル3州の官業への外国人労働者の雇傭禁止と官有地の賃貸禁止が実施された。この措置は不当にもロシア国籍者にも適用された。1906年以降にみられたロシア国籍朝鮮人人口の増減のくり返しは、このようなロシアの政策転換による国籍はく奪、国内外への逃散あるいは追放、それにかわる者への国籍付与によるものであろう。いわゆる「黄禍」論<sup>21)</sup>にもとづく政策転換である。その背景には、ヨーロッパロシアからシベリアへの国内移民政策がある。

#### 4. 帝政ロシア国内移民政策と朝鮮人

沿海、黒龍2州へのロシアの国内移民は、移民の移動手段によって、黒龍州の場合には1900年の以前と以後、沿海州の場合には1883年以前、1899年まで、1902年まで、1903年以後に区分することができる<sup>22)</sup>。まず黒龍州の場合の1900年以前をみると、強制移民も行われたといわれるが、自由移民は約8千露里（1露里は1.06km）の行程を2年から3年をかけて陸路移動した。政府の経済支援は殆んどなく、移民は個人資産を費用として移動途中で路銀を得るために一時的に滞留することもあった。到着移民の数はきわめて少数で、約35,500人、年平均約1千人にも満たない。到着移民の最少は1875年の15人、最多は1894年の5,958人である。非常に困難な移動であったにもかかわらずロシアの新領土が移民をひきつけた要因は、入植地では兵役が免除されたこと、事実上完全な信教の自由があったこと、1戸当たり100デシャーチンという広大な土地が与えられたことなどがある。1900年になると、ザバイカル鉄道の敷設で鉄道輸送が利用されるようになり到着移民は激増した。1910年までの到着移民は約8万3千人である。

次に沿海州の場合の1883年以前では、黒龍州の前期の場合と同じように困難な陸路移動であった。到着移民はわずか3,800人ほどで、年平均200人以下である。黒龍州よりもさらに困難であったことがよくわかる。1883年以後、北海航路が開かれたことで沿海州への海路輸送が可能になり、1899年までの到着移民は約43,800人、年平均2,700人ほどに急増した。1900年以後、北海航路に加えてストレテンスクまでのザバイカル鉄道の敷設、黒龍江の河川輸送が開始され、1902年までの到着移民は約24,400人で年平均8千人に達した。1903年に営業を開始した満州（中国東北部）を東西に貫くロシア東支鉄道によって、1910年までの到着移民は約13万9千人で年平均1万7千人以上と飛躍的に增加了。この期間に日露戦争があったことを考えれば、到着移民の大半は戦後の到着であろう。東支鉄道がロシアの国内移民政策にとっていかに画期的手段になったのかがよくわかる。

ロシアの朝鮮人政策の転換は、黒龍州への国内移民の後期、沿海州への最終期に生じている。表2は1906年から1910年までの沿海、黒龍2州へのロシア人到着移民と、ヨーロッパロシアへの帰還移民の数を表わしたものである<sup>23)</sup>。両州への到着移民を比較してみると、より遠隔であるにもかかわらず沿海州への到着移民は黒龍州をはるかに上回っており、5年間の合計では約2倍である。特にロシア国籍朝鮮人への土地分配が終了した1907年には、実に6万人以上のロシア人移民が到着している。帰還移民をみると沿海州からの帰還移民は黒龍州を大きく上回り、5年間で約3.5倍である。特に1907年の帰還移民の数は突出している。到着移民と帰還移民の差がロシア人人口を増加させる最大の要因となる。沿海州では1907年に5万人以上、5年間では、11万人以上のロシア人人口が移民によって増加したことになる。つまり1907年からロシアの国内移民政策として沿海州への移民がいっそう強力に推進されたのである。ロシアの朝鮮人政策の転換の目的は、国内的にはロシア人移民の保護にあったといえよう。

では対外的にはどのように説明できるのであろうか。1906年末、ロシアのイズヴォルスキ外相は駐ロシア

表2 黒龍州と沿海州へのロシアの到着移民と帰還移民（1906～1910）

州 人 年	黒 龍 州			沿 海 州		
	到 着	帰還(比率%)	残 留	到 着	帰還(比率%)	残 留
1906	4,585	193 (4.2)	4,392	6,548	265 (4.0)	6,283
1907	13,179	861 (6.5)	12,318	61,722	8,114 (13.1)	53,608
1908	9,644	1,097 (11.4)	8,547	22,370	2,801 (12.5)	19,569
1909	21,049	997 (4.7)	20,052	23,772	3,297 (13.9)	20,475
1910	20,935	2,079 (9.9)	18,856	14,416	3,801 (26.4)	10,615
計	69,392	5,227 (7.5)	64,165	128,828	18,278 (14.2)	110,550

『露領極東の農業と殖民問題』(136～139ページ) から作成。

公使本野一郎に対して、両国が将来確実に平和を保つという保証があればロシアは日本に譲歩してもよいという主旨の意向を伝えた<sup>24)</sup>。日露戦争後の対日関係修復への具体的行動である。1907年2月、ロシア政府は2ヶ条の対日協約案を提示した。相互の領土保全と条約上の諸権利の保障である。これに対して日本政府は、ロシア側の協約案にさらに2ヶ条を追加した対口協約案を決定した。満州における両国勢力範囲の画定、第1次、第2次日韓協約を承認することおよび将来における朝鮮に関する不干渉である。同年4月、ロシア政府は再び対案を提示した。モンゴルに対するロシアの支配権を承認することである。すなわち満州、朝鮮、モンゴルにおける日本とロシアのとりひきである。両国の関係修復は、1907年7月に第1次日露協商となって表われた。だがその過程では、ロシア政府は対日関係への配慮と警戒を表わしている。1907年6月のいわゆるハーグ密使事件では、韓国皇帝の信任状をもった3人の特使を無視した一方で、シベリアを領有して以来続けてきた自国領に朝鮮人をひき入れる政策を転換した。第1次日露協商追加約款では、満州での勢力範囲が画定された。その分界の起点は、ロシアと朝鮮との国境の北西端すなわち豆満江下流左岸の3国国境の接合点であった<sup>25)</sup>。ポシェット地区、間島および咸鏡道からなる豆満江地域は、こののち日露両国の勢力が直接対峙する緊張地域となった。

## 5. シベリア出兵と朝鮮軍の派兵

日本のシベリア出兵は、1918年8月の日本政府の出兵宣言と日本陸軍部隊のウラジオストック上陸をもって開始されたとされている。しかし同年10月に、豆満江と中国吉林省の琿春に接したポシェット地区、およびその北方のラズドーリノエに到る南部ウスリー地方に朝鮮軍が派兵され、朝鮮人の抗日闘争を弾圧したことについてはあまり知られていない。いわばシベリア出兵の陰に隠れるかたちで行なわれた朝鮮軍の越境出兵である。この出兵指示は、10月7日付で陸軍参謀総長から出され、朝鮮軍司令官の命令として翌10月8日に第19師団に下された。命令の主旨は、次のようなものである<sup>26)</sup>。

ウラジオストックから朝鮮国境に通じるロシアの南部ウスリー陸上電信線（ウラジオストック～ラズドーリノエ～慶興～京城）は、ウラジオストックと日本とを結ぶ主要通信線である。この陸上電信線の掩護部隊を配置することについてはすでに1918年7月以降論議されてきたが、周囲の情勢で実行できなかった。諸情報を統合したところ、「該地方ハ排日思想ヲ有スル鮮人ノ巣窟」である。電信線の掩護の必要性はいうまでもないが、この機会を利用して「彼等ノ駆除ヲ行フヲ緊要ナリト認メ」、朝鮮軍から歩兵1大隊を基幹とする部隊の派遣を決定した。派遣部隊には本年春にウラジオストックへの応急派兵に備えて出動準備を命じた第19師団歩兵第74連隊の一部を当てるにすることにする。朝

鮮人に対する取り締りを行う関係上、派遣隊は出動後も朝鮮軍司令官の指揮下に置くとともに、補給も朝鮮軍が担当する。この派兵は、従来から日本政府が標榜してきたチェコ・スロバキア軍救援というシベリア出兵の目的とは直接の関係がない。このため、特にシベリアの外国軍隊やロシア人の誤解を防ぐ必要がある。また、この地方の住民との接触においても慎重な配慮を必要とする。従って、派遣隊の涉外事項に関しては、国際関係をよく理解しているシベリア派遣軍司令官を当てるに至る。派遣隊の作戦地域は、綏芬河から豆満江までの沿海州である。

以上のような主旨の命令から、朝鮮軍の派兵目的が明らかである。通信線の確保ということを口実にした朝鮮人の抗日闘争の取り締りである。

派遣隊は、歩兵第74連隊の1大隊、騎兵第27連隊の2小隊、工兵19大隊の1中隊によって編成され、沿海州へは海路から派遣された<sup>27)</sup>。派遣隊は二つの部隊に分かれて出動した。第1隊は、10月17日に、ウラジオストックとポシェット湾との中間のスラウヤンカに上陸したのち、さらに2隊に分れて南北へ分進した。北行部隊は、翌18日にバラバシ（蒙古街）に到着し、南行部隊は、19日にポシェットに到着した。どちらの到着地も沿海州における朝鮮人の集住地である。派遣隊の第2隊は、10月21日に直接ポシェット港に上陸した。つまり、派遣隊の最初の作戦目的は、この地方の抗日闘争をまず南北に分断した後に、北はシベリア派遣軍と南は豆満江との間にはさみ討ちするというものであった。

だが派遣隊は、まずロシア側の抵抗を受けた<sup>28)</sup>。ロシア税関吏によるポシェット港棧橋の使用不許可、税関建物を使用することへの異議、日本軍の軍需品輸送に従事する朝鮮人へのロシア人労働者からの輸送ボイコット要請、日本軍が雇用したロシア人労働者の賃金値上げ要求、日本軍への食糧納入商人に対する妨害などである。武力をもたない者の可能な限りの抵抗といえよう。

この地方での朝鮮人の抗日運動は、ノーキエフスク（今日のクラスキノ）以南すなわち3国国境地域で特

に活発であった。このため派遣隊は、第2隊がポシェット港上陸直後の10月22日から24日にかけて、朝鮮人の武装解除を行った<sup>29)</sup>。この作戦行動は抗日闘争にかなりの打撃を与えており、その後の抵抗活動は、電線切断が1件、野火によるとされている電柱被害が2件、設置した道標破棄が3件という程度に止まっている。派遣隊では、さらに琿春との国境の長嶺子に守備兵を配置して、国境往来者の監視と警戒を強化した。そのうえ中国地方官の一定の協力をえて、日本軍兵士の中國領内国境地域での行動が容認された<sup>30)</sup>。これによって、沿海州と琿春とを往来していた「煽動者」の数は大きく減少したといわれており<sup>31)</sup>、派遣隊による抗日闘争の分断はかなりの成果を収めている。

朝鮮軍が沿海州に出兵した翌1919年4月には、京城（ソウル）の龍山にあった第19師団司令部が咸鏡北道の羅南（今日の清津市羅南地域）に移転し、以後3国国境地域の守備と治安を受けもつことになる<sup>32)</sup>。このことは、日本政府や陸軍が、朝鮮統治上いかにこの地域の抗日闘争の取り締りを重視していたのかを象徴的に表わしている。

## 6. シベリア派遣軍の朝鮮人対策

シベリアにおいて朝鮮人の抗日闘争の取り締りを行った主力は、もちろん朝鮮軍ではなくシベリア派遣軍である。1920年4月のウラジオストック郊外の新韓村での日本軍の武力による取り締りはよく知られているが、日本軍の朝鮮人対策にはもう一つの側面がある。朝鮮人の懷柔である。これには、シベリア派遣軍憲兵と共に朝鮮総督府派遣員が大きな役割を果している。

米軍がシベリアから撤退し、日本軍の単独駐兵となった1920年を中心として、シベリアと従来からロシアの勢力圏とされてきた北満州で、次々に朝鮮人の居留（在留）民会が組織された。シベリアでは、ポグラニチナヤ、グラデコオ、ニコリスク、ウラジオストック、ラズドーリノエ、スパスカヤ、スラウヤンカ、ノーキエフスクなどである。いずれの地も、朝鮮人の集住地であったことはいうまでもない。シベリア派遣軍による朝鮮人居留民会の組織化は、武力による取り締りと

併行して行われている。例えば新韓村での武力による取り締りの直後には検挙された朝鮮人の釈放や日本軍によって焼かれた学校の再建問題をもち出して、新韓村居留民会を設立している。

朝鮮人の集住地に居留民会を組織していったシベリア派遺軍の意図は、二つある。一つは、帝政ロシア時代の朝鮮人統治制度を破壊することである。もう一つは、旧制度にかわるものとしての民会制度の設立である。グラデコオ朝鮮人在留民会<sup>33)</sup>をとり上げて、このことをみてみよう。

グラデコオへの朝鮮人の入植は、1880年、咸鏡北道吉州郡出身者2名が、馬賊の難から逃れるために満州から転移住したのが最初といわれている。これはシベリアへの朝鮮人移住のもう一つの形態を表わすものとして興味深い。1920年のグラデコオを中心とした周囲20露里ほどにある39ヶ村に住んでいた朝鮮人は、戸数約2千、人口約8,200人であった。そのうちロシア国籍者は、約200人である。この年に在留民会が設立されたが、民会設立以前のロシア統治下での朝鮮人社会の各種機関や団体には、「色青」、「老爺」、「勧業会」、「韓族会」、「青年会」といったものがある。色青は、商人や労働者の一種の共済組合で、互いに業務上の利益を擁護するとともに、加入者が災害などで被害を受けた場合には相互扶助を行う団体である。韓族会は、李東輝によって組織されていた政治結社である。のちに「大韓国民議会」と改称されたが、李東輝や崔方亭を指導者として「全露韓族会」が組織されたのは1917年の2月革命後である。1918年6月にはハバロフスクで韓人社会党本部創立総会が李東輝の主催で開かれたといわれているが、シベリア派遺軍のウラジオストック上陸時には、彼は蘇城（スーチャン）付近へ逃れた。李はさらに1919年8月には、上海へ移動した。グラデコオがシベリア派遺軍の占領下に置かれた時には、李東輝はすでにシベリアを離れていたわけだが、グラデコオの韓族会も活動拠点の一つだったのだろう。青年会は、グラデコオ周辺各地の開墾地における青年会組織で、百数十名の会員を有していたが、社会主義運動の影響を受けていたといわれる。勧業会は、ウラジオ

ストックに在住していた一朝鮮人が、各地に設立した勧業組織の一つである。中国の村制に準じて組織されていたロシアの朝鮮人統治機関が、老爺である。老爺は二つの役割をもっていた。一つは朝鮮人社会での司法機関、もう一つは、ロシア官憲の命令、指示の伝達機関をかねることである。司法機関としての老爺には、都老爺と村老爺がある。都老爺にはロシア官憲から朝鮮人に対する懲罰権が与えられており、村老爺は都老爺の指揮、監督の下に懲罰を執行した。ロシアの朝鮮人統治が、一定の範囲での自治を許容した間接統治であったことがわかる。

このような団体や制度は、公私を問わずシベリア派遺軍によって青年会だけを残して全て解散あるいは廃止させられてしまった。なぜ青年会だけが解散させられなかったのかは明らかではない。そして、これにかわって在留民会が設立されたのである。設立当時のグラデコオ朝鮮人在留民会には、886戸、5,332人の朝鮮人が加入し、朝鮮人人口の約3分の2が組織された。在留民会の会長、副会長、書記には、咸鏡北道明川郡や吉州郡の出身者が就任した。この地方への移住の歴史からみて、咸鏡道出身者が大きな勢力をもっていたことがわかる。

シベリア派遺軍の朝鮮人対策として、居留民会の組織化とともに注目すべきものとして朝鮮人教育への干渉がある。沿海州には、1917年までに、住民の寄付による朝鮮人学校が182校、官立の朝鮮人国民学校が43校あった<sup>34)</sup>。生徒数は、合計8,349名で、345名の教師が教鞭をとっていた。国民学校ではロシア国籍者だけを受け入れ、授業はロシア語だけで行なわれ、朝鮮語の使用は禁止されていた。教育の基本方針は、朝鮮人のロシアへの同化であった。革命によって、国民学校は維持が困難となり閉校が相ついだ。シベリア派遺軍はこれらの国民学校にかかわって、朝鮮人のロシア国籍、非ロシア国籍にかかわりなく就学させる朝鮮人学校を各地に設立した。このようにして設立された朝鮮人学校で使用された教科書は朝鮮総督府編纂のもので、シベリア各地での配布数は3万部以上といわれた。1922年当時、形式的にはグラデコオ朝鮮人在留民会の付属

事業として運営されていた朝鮮人学校は、グラデコオ周辺のものを含めて7校、生徒数267名、教師14名であった<sup>35)</sup>。日本は日韓併合後、国外に在住する朝鮮人を外国国籍をもっているか否かを問わず、形式的には日本国民として取り扱ったが、シベリアの朝鮮人についてもその例外ではなかったことがわかる。

しかし、こののち1930年代に朝鮮人に対するソ連邦の肅清が行なわれた時には、かつて「ミンフェ」（民会）に加入していたという個人の経験が、逮捕、起訴の有力な一理由に上げられて極刑に処された事例が今日明らかにされている<sup>36)</sup>。罪名は、日本のためのスペイ行為である。

## 7. 日本軍の撤兵と国境閉鎖

シベリア派遣軍の撤兵は1922年8月15日から開始され、北樺太における駐兵を除いて10月25日に完了した。それとともに極東共和国軍がウラジオストックに進駐したが、11月14日には極東共和国のロシア社会主義共和国への合体が決定した。12月30日にソビエト社会主义共和国連邦が成立して、シベリア全土はソ連邦領土になった。

1922年に、ロシア側は沿海州南部と中国吉林省琿春との国境貿易を禁止した。事実上の国境閉鎖である。しかし、国境が閉鎖されたのはここだけで、シベリアと満州との他の国境貿易は逆に活況をみせている<sup>37)</sup>。きわめて奇異な現象である。一つの原因として推測しうることは、日本との政治的とりひきによるものではないかということである。つまり日本側の強い要望としての3国国境地域での朝鮮人抗日闘争の分断、ロシア側の要望としての日本軍の撤兵と日本との経済交流の再開である。1921年6月からの極東共和国と日本との交渉経過をみれば、根拠のない推測ではない。そこでは、「鮮満に対する脅威」が日本側の最大の関心事で、シベリアからの日本軍の撤兵と経済再建がロシア側の強い要望であった<sup>38)</sup>。

琿春との国境貿易の途絶は、間島の農産物の沿海州への供給が絶たれるとともに、海産物や諸外国の工業製品の琿春への中継輸出が止まることである。琿春か

ら沿海州へ輸出されていたものは、大豆、高粱、高粱酒、豆油、豆粕、荏油などの農産物と加工品、および牛、豚、牛皮である<sup>39)</sup>。沿海州から琿春への中継輸出品は、ロシア更紗、綿糸布、針、靴などの工業製品と海産物である。国境の閉鎖によって間島と沿海州との歴史的、伝統的な経済補完関係が大きく崩れることになった。

国境貿易の途絶は、沿海州南部の朝鮮人社会に深刻な経済困難をもたらす重要な一要因になった。最近のロシアでの研究によって経済困難を表わす数々の生々しい事例が明らかにされている。その中から、次のようないくつかの現象<sup>40)</sup>に注目してみよう。

1923年から1924年にかけての自然発生的な災厄は、沿海県の朝鮮人の大部分を困難な状況に陥れた。特にニコリスク・ウスリースキー郡では、約2,500の朝鮮人世帯が飢餓の脅威にさらされていた。1923年7月のグラデコオでは、農村部は経済的に荒廃し、何百世帯もがやむなく飢餓状態に置かれている。収穫が見込まれているにもかかわらず、状況は極めて深刻である。不作と土地不足のため、1923年はウラジオストック郡の朝鮮人の80%が飢餓状態に置かれていた。1924年7月のウラジオストック郡党委員会の議事録によると、特にスーチャンとポシェット地区の住民は、貸し付けてもらった種粉の芽が出なかったために、新たな飢餓の脅威にさらされている。種粉は全部で1,400プード（約23トン）だったが、そのうち850プード（約14トン）は芽が出なかった。密輸を行っているため、沿海部の住民の方が経済状態は若干よい。都市部の朝鮮人のうち経済的に最も豊かだったのは、投機師、小商人や密輸業者であった。その数は、1924年の沿海県で1万4千人以上に達していた。1925年がいかに困難な年であったかは、スイフン郷ではしばしばエゾ松の樹皮まで食用にしていた。

ここでは、このような経済困難をもたらした直接の原因として、土地不足と農業の不作が上げられている<sup>41)</sup>。ソ連邦はそれまでとは異なり、非ロシア国籍朝鮮人にも土地を分配しようとした。画期的な政策であったが、1923年に新しい土地法が導入されると、土地

を失うことを恐れた多くのロシア人農民は朝鮮人小作人を追放した。そのうえ、それまでに不法に入国していた多数の朝鮮人が次々とソ連社会の一員として参入してきた。ここに農地不足が急速に生じたのは当然である。その結果農業の生産現場に混乱が生じて不作となつたこともまた当然である。しかし、それだけでは充分に説明しきれない部分がある。

グラデコオ、スーチャン、ポシェットなどの稻作地帯での不作の原因は、一見したところ種糲の不良、あるいは種糲を食用にしなくてはならないほどの飢餓状態にあったようにみえる。だが、別の原因による可能性がある。播種量を意図的に減少させる播種ストライキ<sup>42)</sup>である。貸しつけられた種糲が異常に高い割合で発芽しなかったスーチャンとポシェットの例は、種糲の不良によるものとは考えにくい。播種ストライキの結果として食用に供されたり、換金された可能性を考える方が妥当であろう。また、収穫が見込まれていたにもかかわらず深刻な状況にあったとされたグラデコオの例は、穀物の供出を拒否する穀物ストライキ<sup>43)</sup>が行なわれた可能性を裏づけている。琿春との国境貿易の途絶は、この経済困難に決定的ともいえるような追い討ちをかけた。

沿海部と都市部での密輸の横行とは、供出されずに隠されていた物資によるとりひきが非合法とみなされた結果であろう。1924年の沿海県で非合法活動を営んでいた朝鮮人は1万4千人以上とされているが、1922年11月の沿海県（州）の朝鮮人人口は約13万人といわれている。沿海県人口のうちの老人と子供を除いた労働力人口はもっと少ないわけであるから、実際の犯罪者数の割合は異常に高いとみなさなければならず、きわめて不自然である。つまり、それまでは日常的な経済活動であったものが非合法化されたのである。琿春との国境閉鎖は、ソ連邦の立場からすれば、このような違法な交易を防止するという側面をもっている。しかし、この経済防衛策は、少なくともポシェット地区では成功しなかった。1924年のポシェット地区は特に困難な状態で、沿海県共産党委員会は2千プード（約33トン）の穀物を援助したが飢餓の脅威はなくならず、

人々はかなりの数の家畜を食用として殺したといわれている<sup>44)</sup>。間島の低価格の穀物の輸入が途絶していたからである。

## 8. 朝鮮人農村の混乱

1925年のスイフン郷の飢餓状態は異常なものである<sup>45)</sup>。綏芬四社と呼ばれた大田子、六城、許巨溝、荒坪の村々は、シベリアへの初期の朝鮮人移住者が築き上げた古い入植地で、ロシア国籍と土地を有する元戸が居住する豊かな農村であった。ソ連邦の成立後にこれらの農村でどのような混乱が生じたのかは明らかではないが、農業が壊滅状態にあったと推測される。その原因として、次のようなことが考えられる。

綏芬四社の一つである六城（プチロフカ）には、かつてシベリア派遣軍の日本軍憲兵隊が駐屯していた。綏芬四社の富農は日本軍に協力的で、満州との国境近くの約15キロメートル離れた松田閥（ソルバックファン）の朝鮮人パルチザンときわめて険しい敵対関係にあった。1922年4月29日の日本軍の松田閥に対する攻撃は、大田子（テジョンジェ）の富農の要請によるものといわれており<sup>46)</sup>、10余名の富農が日本軍を導いた。同年6月12日にも富農の先導による日本軍の攻撃があり、3名のパルチザンが戦死している。そのうえ綏芬四社の元戸は、ロシア国籍と土地をもたない余戸を搾取することで富農になった、朝鮮人の仮面を被った獣とみなされていた。つまり綏芬四社の富農は、朝鮮人パルチザンと貧農から強烈な恨みをかっていたのである。

この敵対関係には、さらに原因がある。綏芬四社による穀物ストライキである。1921年の凶作に際して、松田閥共産党委員会と軍政委員会は、チェ・チュンソン（崔春先）とキム・ビヨングクの2名を食糧問題解決委員に選任した<sup>47)</sup>。2名は、自分達個人の家と財産を抵当にして、満州の三岔口から1千石（約320トン）の粟を輸入して飢餓と軍用食糧の問題を解決した。三岔口は、満州東寧の東約10キロメートルの綏芬河の上流に位置しており、沿海州との国境に通じる街道上にある。付近は、水稻、大豆、粟の産地で綏芬四社の朝

表3 ウラジオストック管区の朝鮮人の割合

地 区 名	朝鮮人の割合 (%)
ポ シ ェ ッ ト	90.0
ス イ フ ン	53.6
ス 一 チ ャ ン	53.1
ポ ク ロ フ カ	43.5
グ ラ デ コ オ	35.5
シ コ ト ヴ オ	28.9
ハ ナ ハ カ	23.0
オ リ ガ	22.3

『沿海州・サハリン近い昔の話』(125ページ)。

鮮人とは入植時からの交易があった。すなわち、綏芬四社の富農は松田閥のパルチザンに食糧を売らなかつたし、戦時共産主義による強制的徵發にも応じなかつたことを物語っている。パルチザンは、致し方なく国境を越えて三岔口から食糧を購入したのである。

日本軍の撤退とソ連邦の成立後、綏芬四社の富農に激しい報復が加えられた可能性があるし、それを恐れた富農がいち早く逃亡した可能性がもっと高い。入植以来の半世紀に近い努力で農村での実力を蓄えた富農が突然いなくなったことで、農業生産が大打撃をうけたことは想像にかたくない。綏芬四社の飢餓は、このようにして生じたものであろう。このことは、はからずもソ連邦による朝鮮人のソビエト化において最も大きな困難となった。

## 9. 朝鮮人のソビエト化

朝鮮人のソビエト化は、日本軍の撤退とソ連邦の成立直後の1923年から始められた。同年に地方ソビエト選挙キャンペーンが行なわれて、朝鮮人村ソビエトは翌1924年に活動を開始した。沿海県の朝鮮人村ソビエトは合計57で、ポシェット地区 43、スーチャン地区 4、ニコリースク・ウスリースキー郡 7、ハバロフスク郡 3であった。村ソビエトは、人口400人以上の村に設立された。表3は、各々の地区全体に占める朝鮮人の割合であるが<sup>48)</sup>、朝鮮人村ソビエトの設立と対比してみると興味深い。沿海県の朝鮮人村ソビエトは、4分の3がポシェット地区に集中している。こ

れは、この地区が朝鮮人の割合が90パーセントにも達するという最大の集住地であったことと合致している。ところが、朝鮮人が53パーセントのスーチャン地区の村ソビエトは、わずかに4である。さらに、ほぼ同率であるスイフン地区での村ソビエトの設立数は明記されていない。当時の行政機構は不詳だが、かりにニコリースク・ウスリースキー郡の中に含まれていたとしても、きわめて少数であろう。その他の地区も同様である。その一つの理由として、朝鮮人が人口400人に満たない小規模村を数多く形成していたことがあるだろう。すなわち村ソビエト以上の比較的大規模行政においては、朝鮮人は不利な条件にあったといえる。それにしても、スイフン地区やグラデコオ地区のような朝鮮人の屈指の集住地での村ソビエトの設立は余りに少数である。綏芬四社で生じたような農村の社会混乱に原因があったのかも知れない。

いずれにしても、朝鮮人村ソビエトの多くの部会は機能しなかったといわれている<sup>49)</sup>。その主要な原因として、活動家を含む朝鮮人の大部分が、ソビエト化活動を理解していなかったということと、ソビエト化活動を組織的に行なうことができなかつたということが指摘されている。そのようないくつかの具体例をとり上げてみよう。

朝鮮人の最大の集住地であったポシェット地区では、1928年の前半だけで50名の村ソビエト議長のうち31名が交替し、40名の書記も入れ替わった。指導者が頻繁に交替したわけであるが、わずか半年間でこれほどの

入れ替わりは異常である。このため組織的なソビエト化活動が非常に困難であったことは想像にかたくない。指導者の退職の理由は、給与の低さにあったとされている。種々の経済組織の職員のうち、村ソビエト議長以下の職能の者でさえ1ヶ月に80ルーブル以上の給与であったのに比較して、村ソビエト議長は15から33ルーブルに過ぎなかった。このような理由で村ソビエト議長を放棄することはソビエト化を推進させようとする立場からすれば、ソビエト化活動の重要性を朝鮮人は甚しく理解していなかったと受け取られたであろう。

さらに、あらゆるレベルでの朝鮮人の人材不足ということも指摘されている<sup>50)</sup>。ソ連邦極東では、指導者となる民族要員は、各種の高等教育機関で養成されていた。だが朝鮮人の場合には、ソ連極東ではなく、モスクワ、レニングラード、チタの教育機関で無試験の特別枠が与えられて養成された。このことは、朝鮮人のソビエト化において最も深刻で根本的な障害になった言語問題と大きくかかわっている。殆どの民族ソビエトと全ての地区執行委員会では、事務はロシア語で行なわれていた。だがソビエト化を進めようとする現地で、必要とされる実務的、政治的能力とともに、ロシア語の読み書きがきちんとできる民族要員を幹部に抜擢することはきわめて困難であった。貧農や雇農の中から議長職に選任された朝鮮人達は、しばしば文書による指令を全く読むことができず、ソビエトの活動を指導することもできなかった。ロシア語の読み書きができたのは、多くの場合、最も富裕なグループに属する朝鮮人古参農民達、つまり元戸、富農であった。このため、ソビエト議長になる機会は、貧農や雇農よりも彼らの方により多くあったし、議長職の給与の低さの問題もクリアーできる立場にあった。しかし、現実には朝鮮人のソビエト化の場面においては、元戸、富農層は多くが逃亡していたり排除されていて存在しなかった。朝鮮人の人材不足という実態は、このようなものであった。

極東地方に140あった朝鮮人村ソビエトのうち、事務を朝鮮語で行っていた19の村ソビエトは全てウラジオストック管区にあり、そのうち14はポシェット地区

にあった<sup>51)</sup>。だが地区レベルでの事務は全てロシア語で行なわれていたため、ポシェット地区執行委員会は、受け取った指令文書を朝鮮語に翻訳しないまま現場に下ろしていた。このような実態をみれば、初期の朝鮮人のソビエト化活動に多くを期待できなかったことは明らかである。ソビエト機関の朝鮮人要員の養成には、ながい時間が必要とされた。1935年の沿海州では、182の村ソビエトで選出された2,159名の代表のうち862名が朝鮮人で、さらにそのうち77名がソビエト議長、74名が書記であった。ポシェット地区では村ソビエト議長のうち2名は女性であった。

## 10. 朝鮮人の党活動

朝鮮人の初期の党活動について、近年のロシアでの研究では次のようにいわれている<sup>52)</sup>。

1922年11月に沿海県党ビューローに高麗部が創設されて朝鮮人党員の確認作業が行われた。

この時、1千名以上の党員が肅清され、党員として登録されたのはわずか250名に過ぎなかった。党組織における朝鮮人党員は、ウラジオストック郡に54名、ニコリースク・ウスリースキー郡に32名、スパスク郡に3名、グラデコオに7名、スーチャンに40名、ポシェットに2名、オリガに2名いた。党員のほぼ半数はヨーロッパロシアとチタからやって来た者達で、残りは旧パルチザンや荷役労働者連盟の出身であった。1922年末の沿海州の朝鮮人党員は600名以上いたが、その大部分は共産主義に対する信念に欠け民族主義的考えに侵されていたとみなされた。ポシェット地区には、朝鮮共産党州委員会があり、独自の機関誌『群声（グンソン）』をもっていた。この機関誌は102号まで発行されたが、その後編集部は解散した。沿海州党ビューロー高麗部の決定によって朝鮮共産党州委員会は党地区委員会に改組された。

この研究では、ソ連邦成立直後の朝鮮人の処遇についていくつかの事実が明らかにされており、それについて考察を加えてみよう。まず、朝鮮人党員の肅清については、外国の干渉期に党員証を所持していないにもかかわらず、朝鮮人パルチザンのかなりの

部分が私利私欲のために党員を名乗っていたからだという説明がある。だが、この理由は明らかに不合理である。反革命軍および外国干渉軍との戦いで転々とし、しかもその過程で急速に人的勢力を拡大させてゆくパルチザン活動において、全ての者に党員証を配布することはそもそも不可能であるし例え配布されても所持することは危険である。肅清の理由は、他に求められるべきである。つまり、朝鮮人パルチザンの役割が終わったことによる武装解除である。例えば、1920年6月に組織された松田閥パルチザン部隊は、主として沿海州と満州との国境地帯でシベリア派遣日本軍と戦ったが、赤軍正規軍が沿海州に進駐してきたのは日本軍の撤退後である<sup>53)</sup>。1922年末、極東共和国人民革命軍総司令官I.P.ウボレヴィチの命令によって、松田閥パルチザン部隊は解散させられている。

次に党组织における朝鮮人党員の数は、朝鮮人人口の分布および村ソビエトの数とは甚しく合致していない。極端な例が、ポシェット地区である。この地区には、シベリアで朝鮮人が最も集住しており、地区人口の90パーセントは朝鮮人であった。それにもかかわらず、党组织での朝鮮人党員は2名に過ぎない。これは沿海県の朝鮮人村ソビエトの4分の3がこの地区に集中していたことと比べても極端に少ない。そのうえ党員の約半数が現住者ではなく、他の地域からの来住者であったことには注目すべきである。しかも、残りの半数は旧パルチザンや労働者の出身であった。すなわち、現住農民出身の党員は殆ど存在しなかったということである。これらの事例は、朝鮮人の初期の党活動の実態を物語っている。

第3に、最も注目すべきこととして、朝鮮人党員の大部分が共産主義の信念に欠け民族主義に侵されていたという当時のソ連邦の見解である。そこでは、特にポシェット地区の朝鮮人と朝鮮共産党との密接なつながりが問題にされている。一説には、朝鮮共産党機関誌『群声』は、松田閥パルチザンの印刷所で1921年12月から第113号まで発行されたが、日本軍の攻撃による印刷所の破壊で中断したともいわれている<sup>54)</sup>。この機関誌は、朝鮮独立運動と共産主義を宣伝する新聞

であった。どちらにしても、『群声』は廃刊され、朝鮮共産党沿海州委員会は党地区委員会に改組されている。ソ連邦によるこの一連の措置は、朝鮮独立運動との決別を迫ったものといえる。後年の第6回コミニテルンにおける一国一党の原則<sup>55)</sup>を想起させる動きが、ソ連邦の成立直後にはすでに生じていたといえよう。しかし、シベリアの朝鮮人共産主義者の国外活動はこの後も続けられた。近年のロシアでの研究はひき続き次のようなできごとを明らかにしている<sup>56)</sup>。

極東の党组织の朝鮮人党員は、当初からイルクーツク派、上海派、民族ソビエト派に分裂していたが、さらに1925年から1926年にかけて、若い党員と共産主義青年同盟員は「新被登用者」というグループを組織した。このグループは分派活動と闘うことをスローガンに掲げ、活動の中心を沿海州から間島に移すことを提案していた。それぞれの分派グループは、自らのリーダーと非合法活動網を持ち、住民から資金を集めし、資金調達のために密輸やアヘン売買を行っていた。分派闘争の原因は、朝鮮における革命運動で主導権を握ることによって沿海州の朝鮮人党員の支持を得ようと狙っていたことにあった。党中央委員会極東ビューローと沿海県党委員会は、国外活動と党内の朝鮮人の活動とを区分する決定を下したが、沿海県党委員会高麗部は、事実上国外活動を指導する独自のセンターとして機能していた。極東の指導的党機関は有効な対策をとることができず、朝鮮人の分派闘争は何年も続けられた。1929年になって、ポシェット地区党委員会は解散させられ、分派闘争を指導した7人の朝鮮人党員は除名されたうえ追放された。追放とは流刑であった。1929年と1933年の党内肅清、1935年から1936年にかけての党員証の点検・交換によって、極東の党组织における朝鮮人党員の数は激減した。その多くは、階級的に異質な分子との関係を非難されたりスパイ行為の疑いをかけられて、党から除名された。

ここでは、シベリアの朝鮮人共産主義者が、ソ連邦の党中央の指導とは別の朝鮮や間島での独自の国外活動を継続していたことが明らかである。例えば、1920年6月から7月にかけて松田閥に隣接した新吉洞でパ

ルチザンを組織した一人の盧尚烈（ロ・サンリヨル）は、後に朝鮮へ行き、1925年に朝鮮共産党を組織した一人でもある<sup>57)</sup>。朝鮮共産党の第一の目的は、いうまでもなく朝鮮の独立であり抗日であった。そして、それがシベリアの朝鮮人の大きな支持を得ていた。1929年のポシェット地区での朝鮮人党員の肅清は、分派闘争が理由にされている。だが朝鮮人に限って分派闘争という口実の下に処断されたのだという、今日の中央アジアの朝鮮人による反論がある<sup>58)</sup>。そこでは1935年の党員証点検で除名されてカザフに流刑された後に銃殺されたパク・ウ（パク・チョンフン）の例が述べられている。パクが処断されたのは、上海派の指導者李東輝の葬儀で李は朝鮮民族運動の指導者だったという追悼の辞を読んだためだとされている。そして、朝鮮人の分派闘争が朝鮮革命に弊害をもたらしたことは否定できないが、ソ連邦社会主义には忠誠をつくしたはずなのにという怒りと疑問を訴えている。はからずも党中央との決定的相違が明らかである。すなわち党中央の方針は、ソ連邦の朝鮮人はソ連邦社会主义にだけ忠誠をつくすべきであって朝鮮民族主義とは決別しなくてはならないのであった。分派闘争は、そのための口実にされたのである。

## 11. 中央アジアへの強制移住

1937年のシベリアから中央アジアへの朝鮮人の強制移住は、ソ連人民委員会議と全連邦共産党中央委員会の2度の命令によって行われた。最初は、8月21日の決定「極東地方国境地区の朝鮮人住民の移住について」、2度目は、9月28日の決定「極東地方からの朝鮮人の移住について」である。

最初の命令では、極東地方への日本のスパイ活動の浸透を阻止するという目的のために、次の措置を命じている<sup>59)</sup>。

1. 極東地方の国境地区的朝鮮人住民全てをカザフ共和国南カザフスタン州、アラル海とバルハシュ湖周辺地区、ウズベク共和国へ移住させること。

移住は、ポシェット地区、グラデコオに隣接する諸地区から開始すること。

2. 直ちに着手し、1938年1月1日までに完了させること。
  3. 移住に際しては、財産、家財道具、家禽の携行を許可すること。
  4. 移住者には、残した動産、不動産、播種地に対して相当する金額を保証すること。
  5. 出国を希望する者には、出国を妨害しないこと。
  6. 内務人民委員部は、移住に際して起りうる違法行為、騒動に対処する措置をとること。
  7. カザフ、ウズベク両共和国人民委員会議に対して、移住者の定住地の決定、生活対策、必要な援助を行うことを命じる。
  8. 交通人民委員部に対して、極東地方執行委員会の申請に応じて、移住者とその財産を輸送するための車輛の配車を命じる。
  9. 全連邦共産党極東地方委員会と極東地方執行委員会に対して、移住させる世帯数と人数を3日以内に報告するよう命じる。
  10. 移住の進行状況、送り出された人数、到着した人数、出国者数を10日ごとに報告すること。
  11. 移住実施地区の国境警備を強化するため、国境警備隊を3千名増員すること。
  12. 内部人民委員部に対して、移住者の旧住居に国境警備兵を居住させることを許可する。
- さらに2度目の命令は、次のようなものである<sup>60)</sup>。
1. 極東地方の全領域から、残っている全ての朝鮮人を移住させる。移住は、10月中に、第1波の際に定められた方式で行う。
  2. 第1波と同様に、カザフ共和国に1万2千世帯、ウズベク共和国に9千世帯を移住さる。
  3. 極東地方執行委員会、カザフおよびウズベク両共和国人民委員会議に対して、追加2万1千世帯分の移住に要する資金を、また両共和国人民委員会議の申請に応じて建設資材を供与する。
  4. 水運人民委員部と交通人民委員部は、極東地方執行委員会、カザフおよびウズベク両共和国人民委員会議の申請に応じて、移住者輸送のための海上、水上、鉄道輸送機関を提供すること。

5. 機械製作人民委員は、カザフおよびウズベク両共和国と内務人民委員部のために、トラックを各共和国に60台、軽自動車を各3台、トラクターを各45台直ちに供与すること。
6. 国防人民委員部は、列車に装備するため60台の移動調理車を供与すること。

2度の命令は短期間で実施され、完了した。内務人民委員・国家保安委員長エジョフは、全連邦共産党中央委員会スターリンとソ連人民委員会議モロトフに次のように報告している<sup>61)</sup>。

1937年10月25日、極東地方からの全朝鮮人の移住は完了した。全部で36,442世帯、171,781人を124列車で移住させた。残ったのは、カムチャッカとオホーツクの特別移住者700人以下で、彼らは本年11月1日までにまとめて列車で移送される。16,272世帯、76,525人がウズベク共和国へ、20,170世帯、95,256人がカザフ共和国へ移送された。到着して現地で移住者を降ろした列車が76列車、走行中が48列車である。両共和国の移住者の受け入れ準備活動は明らかに不充分で、最後の移住者達はきわめて困難な状態に陥る危険性がある。

このような命令や報告をみると、いくつかの注目すべき点がある。第一に、命令が2度に渡っていることである。最初の命令では、対象が国境地域の朝鮮人に限られていたが、40日後の2度目の命令ではソ連邦極東地方の全ての朝鮮人に向けられている。このことについては、朝鮮人の抵抗が大きくなかったので当局が勢いを得たという見解や懲罰機関の活動成果であるという説明もあるが、エジョフの次官チェルヌイシェフの報告が最も具体的である。すなわち、朝鮮人は親族のつながりが非常に強いために国境地域の朝鮮人だけを追放したとしても、残された朝鮮人は日本の諜報活動の格好の土壌になるに違いないというものである<sup>62)</sup>。チェルヌイシェフの報告は第2波の移住実施後のことだが、内務人民委員部の当初からの方針をよく表わしている。激しい抵抗がなかったし、その可能性も少ないとすることもあってすぐに2度目の命令が発せられたのであろう。

第二に、最初の命令では1938年1月1日までに移住

を完了させるとされていたが、実際には10月25日には事実上完了させていることである。これは、大規模な混乱を危惧したことによるエジョフの作戦だといわれている<sup>63)</sup>。 そうだとすれば、ソ連邦当局は朝鮮人の抵抗というよりも国境をはさんで対峙する日本軍の動向に最も注意を向けていたのではないだろうか。3千名の国境警備隊の増強という措置は、混乱に乗じるかもしれない日本軍に備えたものであろう。1日でも早く移住を完了させようとしたことにはそれなりの軍事的合理性がある。第1波として送り出された朝鮮人は41列車、12,144世帯、59,723人だったが、そのうち約8千世帯が9月9日から23日にかけて39列車で送り出された。その時にエジェフは、国境地帯の保墨最前線が朝鮮人から解放されたとスターリンに直接報告した<sup>64)</sup>のは、必ずしも功名心だけからとはいえない。また当時のある朝鮮人は、ソ連の軍事行動に備えて自分達が移住させられるのだといっている<sup>65)</sup>。 これらのこととは、ソ連邦が極東での日本軍との緊張状態をいかに憂慮していたかを裏づけている。

第三に、最初の命令では朝鮮人の出国希望者の出国を妨害しないことが命じられ、しかも10日ごとの出国者数の報告を求めているのに、その報告が見当らない点である。公式命令とは逆に実際には出国が許されなかつたのか、出国者数の調査や記録が行われなかつたのか、あるいは今日においても情報公開がなされていないのか不明である。ただ過去の朝鮮人のシベリア移住から考えて、強制移住を逃れて出国した者が皆無であったとは思えない。

第四は、最も注目すべき点である。つまり最初の命令で朝鮮人を追放すべき地として23ヶ所があげられているが、そのうち2ヶ所を最優先に指定したことである。ポシェット地区とグラデコオ一帯の地である。23ヶ所の地が全て朝鮮人の集住地だったことはいうまでもないが、どのような理由で2ヶ所を優先させたのかは記されていない。ただ、この2ヶ所には共通点がある。どちらも朝鮮人の入植地として最も長い歴史をもち、しかも最も大きく豊かな地域であった。グラデコオは沿海州での朝鮮人稻作の先駆地として、ポシェッ

トは3国国境貿易で繁栄した。それだけにシベリア出兵期には、日本軍の朝鮮人対策が強力に実施された経緯がある。地理的には、どちらも国境の要衝である。グラデコオから鉄道で国境を越えれば旧東支鉄道の綏芬河（ポグラニチナヤ）で、ポシェットから長嶺子を越えれば琿春、豆満江を渡れば朝鮮である。その一方で2ヶ所には見逃すことのできない違いがある。国境の向い側に同民族の集住地があるかどうかである。二つの国境に接したポシェット地区は、どちらの国境を越えても朝鮮人の居住地である。このことは、朝鮮人の強制移住をみるうえでのもう一つの視点としてきわめて重要である。

## 12. 跨境民族の追放

国境をはさんだ異なる領域に同民族が居住している場合が世界にはいくつもある。イラン、イラク、トルコに跨るクルド人やユーゴスラビア連邦コソボ自治州と隣国アルバニアに跨るアルバニア人は、現在最も注目されている。このような民族の跨境状態は、同民族の居住地域に国境が画定された結果として生じる場合が多い。このため大国の利害が交錯する地域での遊牧民族の活動地域に生じやすいと考えられる。モンゴルと中国の内モンゴル自治区の場合はこの例である。ところが、豆満江地域のように農耕民族の場合にも跨境状態が生じる。1860年の北京条約は、沿海州と吉林省との国境とともに豆満江下流に朝鮮とロシアとの国境をも発生させた。1909年の間島に関する日清協約（間島協約）は、間島と咸鏡道との間に豆満江国境を定めた。二つの条約の結果、この地域に居住していた朝鮮人は3国に跨る民族になった。

跨境民族が国内に居住することには、その国の統治上表裏をなす二つの面がある。帝政ロシアは、領有以前からポシェット地区に移住していた朝鮮人をあらため移住者の引力として利用した。国境往来と一定の自治権を認めることで朝鮮人社会の発展を促し、朝鮮から多くの移住者をひき入れた。そのうえで国籍と未墾地を与えて転移住させ、初期のシベリア開発の先駆的役割を果せることに成功した。ポシェット地区の朝

鮮人は、その後も吉林省や朝鮮との国境貿易を支えた。琿春や慶興から輸入した生牛をウラジオストックに中継輸送する過程で、牛肉用として飼育して商品化したのは朝鮮人である<sup>66)</sup>。また野菜などの換金作物を栽培して都市部に供給した。ポシェット地区は、このような朝鮮人の活動によって国境貿易の一拠点としての地位を築き上げた。これは、朝鮮人の跨境関係によるところが大である。反面、ロシア革命後には統治者にとってきわめて困難な側面が表面化した。琿春との国境は閉鎖されたが、それ以降もソ連邦にとって日本にとっても朝鮮人の出入国管理は容易ではなかった。社会主义は朝鮮人によって間島と朝鮮に直接伝播されたり<sup>67)</sup>、日本のスパイ活動は朝鮮人を介してソ連領内に及んだ<sup>68)</sup>。隣国の政治情勢が跨境民族のつながりを通じて相互に波及することは防ぎようがなかった。これは双方の統治者にとって最も危険で厄介なことであった。ソ連邦は、朝鮮人を遠く中央アジアへ追放することでこの問題を解決した。しかし、跨境民族としての朝鮮人の追放は、ソ連邦にとってシベリアでの労働力不足というあらたな問題を生み出した<sup>69)</sup>。特にポシェット地区では深刻であった。この地方の1938年当時の様子は、町や村といえるのはノーキエフスク、ポシェット、ヤンゴムドイ、ハンシだけという有様であった<sup>70)</sup>。これらの町や村もむろん朝鮮人のものではなく、ロシア人とソ連軍のものである。沿海州経済にとって重要な稻作と3国国境貿易は壊滅し、豆満江地域に形成されていた伝統的な経済補完関係および一体の文化圏は大きく破壊された。

## 注

- 1) キム・テルミル「ロシア沿海州の韓朝鮮人社会の現状と問題点」、国際在日韓国朝鮮人研究会『ロシア・日本の韓朝鮮人強制移住と国際人権』（国際シンポジウム報告）1998年11月、14～16ページ。
- 2) 李光奎「中央アジアから沿海州への韓朝鮮人の再移住」同上、10～12ページ。
- 3) 現代語学塾『レーニン・キチ』を読む会編・訳『在ソ朝鮮人のペレストロイカ』凱風社、1991年、138～141ページ。
- 4) 木村英亮『スターリン民族政策の研究』有信堂高文社、

- 1993年、272ページ。
- 5) 関連の拙稿として次のものがある。「シベリア出兵と朝鮮人」季刊『三千里』第37号、1984年2月。「シベリアの朝鮮人（上・下）」兵庫部落解放研究所『ひょうご部落解放』第24、25号、1986年9月、12月。「豆満江“NET”の形成と破壊」関西大学『経済論集』第47巻第1号、1997年4月。
  - 6) 南滿州鉄道株式会社編・訳『極東露領に於ける黄色人種問題』大阪毎日新聞社、1929年、103～104ページ。
  - 7) イサベラ・バード（朴尚得 訳）『朝鮮奥地紀行 2』平凡社、1994年、34ページ。
  - 8) 在外朝鮮人事情研究会編『北満及露領朝鮮人事情』1922年、111ページ。
  - 9) 玄圭煥『韓国流移民史（上）』韓国ソウル・三和印刷出版部、1976年、806ページ。
  - 10) 満鉄、前掲書（注6）、104ページ。
  - 11) 鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』関西大学出版部、1997年、61～62ページ。
  - 12) ゲ・デ・チャガイ編（井上紘一 訳）『朝鮮旅行記』平凡社、1992年、122ページ。
  - 13) 同上、145ページ。
  - 14) 同上、142～144ページ。
  - 15) 同上、139ページ。
  - 16) 満鉄、前掲書（注6）、104～105ページおよびアナトリー・T・クージン（岡奈津子、田中水絵 訳）『沿海州・サハリン近い昔の話』凱風社、1998年、41ページから作成。
  - 17) 満鉄、前掲書（注6）、106ページ。
  - 18) 在外朝鮮人事情研究会、前掲書（注8）、86ページ。
  - 19) 満鉄、前掲書（注6）、106～107ページ。
  - 20) 同上、116～117ページ。
  - 21) 同上、108～110ページ。
  - 22) 南滿州鉄道株式会社編・訳『露領極東の農業と殖民問題』大阪毎日新聞社、1926年、119～121ページ。
  - 23) 同上、136～139ページから作成。
  - 24) 信夫清三郎編『日本外交史 I』毎日新聞社、1974年、233～234ページ。
  - 25) 細川嘉六『殖民史』東洋経済新報社出版部、1941年、69ページ。
  - 26) 參謀本部編『大正七年乃至十一年西伯利亚出兵史（第1卷）』新時代社、1972年、61、202ページ。
  - 27) 同上、204～205ページ。
  - 28) 同上、204ページ。
  - 29) 同上、205ページ。
  - 30) 參謀本部、前掲書第2巻（注26）、351ページ。
  - 31) 同上、575ページ。
  - 32) 梁村奇智城編『新興之北鮮史』朝鮮研究社、1937年、
  - 33) 在外朝鮮人事情研究会、前掲書（注8）、18～20ページ。
  - 34) クージン、前掲書（注16）、102～105ページ。
  - 35) 在外朝鮮人事情研究会、前掲書（注8）、21ページ。
  - 36) クージン、前掲書（注16）、206ページ。
  - 37) 『満鉄調査月報』第12巻第2号、1932年2月、260～264ページ。
  - 38) 信夫清三郎編『日本外交史 II』毎日新聞社、1974年、310、323、330～331ページ。
  - 39) 満鉄総務部調査課編『間島事情』1918年、157～159ページ。
  - 40) クージン、前掲書（注16）、55～58ページ。
  - 41) 同上、58～64ページ。
  - 42) トロッキー（対馬忠行、西田勲 訳）『裏切られた革命』現代思潮社、1981年、27～30ページ。
  - 43) 同上。
  - 44) クージン、前掲書（注16）、57ページ。
  - 45) 同上。
  - 46) 現代語学塾、前掲書（注3）、122～127ページ。
  - 47) 同上。
  - 48) クージン、前掲書（注16）、123～129ページ。
  - 49) 同上。
  - 50) 同上。
  - 51) 同上。
  - 52) 同上、129～134ページ。
  - 53) 現代語学塾、前掲書（注3）、126～127ページ。
  - 54) 同上、124ページ。
  - 55) 鶴嶋、前掲書（注11）、279～283ページ。
  - 56) クージン、前掲書（注16）、131～134ページ。
  - 57) 現代語学塾、前掲書（注3）、123ページ。
  - 58) 同上、64～66ページ。
  - 59) クージン、前掲書（注16）、165～166ページ。
  - 60) 同上、166～167ページ。
  - 61) 同上、167ページ。
  - 62) 同上、153ページ。
  - 63) 同上、161ページ。
  - 64) 同上、143ページ。
  - 65) 同上、154ページ。
  - 66) イサベラ・バード、前掲書（注7）、20ページ。
  - 67) 鶴嶋、前掲書（注11）、272～277ページ。
  - 68) 現代語学塾、前掲書（注3）、77ページ。
  - 69) ニコライ・ブガイ（高岡健次郎 訳）「ソ連における朝鮮人の強制移住——その実相」札幌学院大学『人文学会紀要』第52号、1992年12月、222～223ページ。
  - 70) アルヴィン・D・クックス（岩崎博一、岩崎俊夫 訳）『張鼓峯事件』原書房、1998年、27ページ。

## Korean Immigration in Maritime Province before 1937

NISHI Shigenobu (Kansai University)

This article will describe the situation in Maritime Province before the forced immigration of Koreans to Central Asia in 1937.

A treaty in 1860 made Korean citizens on the Russian side of the border a national minority in Russia. The Russian policy to invite Korean peasants skillful to grow crops and vegetables necessary for Russian immigrants affected many Koreans ; the Japanese colonial policy and annexation of Korea pushed many Koreans into Siberia. These increases and movements are shown in the Tables. Many displaced Koreans in Russia enjoyed a loose autonomy because of the Soviet Imperial policy toward national minorities ; the Russian Revolution did little to change their village lives because most local Korean leaders were uneducated and could not read official documents in Russian.

Maritime and Hamgyon-do Provinces, together with Kanto on the Chinese side of the border where Koreans were in a majority and Hamgyon-do of Korea, consisted of a "natural economic territory" where people and commodities could move quite freely across the borders. The forced immigration in 1937, because of the suspicion that important information might also move to the enemy, destroyed the Russian involvement in the territory.

The current cooperation between Yenbien and Hamgyon-do can have a good effect on economic development on the basis of the natural economic territory, while those Koreans coming back from the newly independent Central Asian countries to Maritimes Province can hardly have any good perspective without that kind of basis.

---